

## 転入された方へ

福祉医療費助成制度の申請では、転入等の理由により播磨町において所得情報がわからない方は所得課税証明書を提出していただく必要がありますが、「地方税関係情報の取得に関する同意書」を提出していただくと、マイナンバー制度による情報連携により所得情報を照会するため、所得課税証明書の提出を省略することができます。

### \* 提出が必要なもの ①または②のいずれか

#### ① 地方税関係情報の取得に関する同意書

下記書類を提示してください（郵送の場合はコピーを添付してください）。

- ・ **同意者すべての本人確認書類**（コピー可）

顔写真付きのものは1点、顔写真のないものは2点

健康保険証のコピーを添付される場合は記号番号を黒塗りにしてください。

- ・ **同意者すべての個人番号（マイナンバー）が確認できるもの**（コピー可）

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票のいずれか1点

#### ② 所得課税証明書

①の同意書と添付書類をご提出いただける場合は不要です。

### \* 同意書が必要な方

- ・ 乳幼児等医療、こども医療：こどもの父母（扶養義務者）両方
- ・ 母子家庭等医療：母または父と、扶養義務者
- ・ 高齢期移行者助成制度：本人と本人の同一世帯員全員
- ・ 障害者医療・高齢重度障害者医療：本人と配偶者、扶養義務者（同住所・別世帯の方を含む）

### \* 注意事項

- ・ 同意書はご本人の直筆でご記入ください。
- ・ 同意書中の1月1日時点の住所に誤りがある場合や、所得の申告をされていない場合は、同意書を提出いただいても所得情報を取得することができません。その場合、同意書を修正していただくか、所得の申告をしていただくことがありますのでご了承ください。
- ・ マイナンバー制度による所得情報の取得には日数を要しますので、医療費受給者証の即日交付はできません。